

主管 佼成霊園	名称 佼成霊園納骨室使用規程	記 番 号 2-15- 1- 2
		改正施行 令 5. 12. 1

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規程は、佼成霊園規則に基づき、立正佼成会附属佼成霊園（以下、「霊園」という。）が管理する立正佼成会附属佼成霊園納骨堂（以下、「納骨堂」という。）内に設置された納骨室の使用に関する手続き、遵守事項等について定める。

（定 義）

第 2 条 この規程で用いる用語は、別段の定めがない限り、「墓地・埋葬等に関する法律」（以下、「墓理法」という。）の定義に準ずるものとする。

（管理者）

第 3 条 この規程で管理者とは、墓理法に基づき届出を行った者をいう。

（使用者）

第 4 条 この規程で使用者とは、納骨室使用について管理者が別条に定める要件に基づいて承諾し、現に遺骨を収蔵した者をいう。

2 使用者はこの規程の定めるところに従い、これに違背あるときは使用者の地位を失う。

第 2 章 使用申込

（納骨室の使用と区画）

第 5 条 納骨室は遺骨を収蔵するために管理者がその保管区画を定める。

2 納骨室の使用は、原則として 1 遺骨につき 1 区画とする。

3 使用期間は 1 年、3 年、5 年、7 年、1 3 年間とするが、使用者の更新申請により期間の延長を行うことができる。更新による延長は 2 年ごととし最長 1 5 年までとする。

（使用の申込）

第 6 条 納骨室は、原則として本会会員で、かつ収蔵する遺骨の祭祀を主宰する者に限り使用できる。

2 納骨室を使用する者は、所定の申込手続きを行い、管理者の承諾を受けなければならない。

（遺骨預り証の交付・再交付）

第 7 条 管理者は納骨室の使用を承諾し、遺骨を収蔵した場合は、使用者に保管場所と使用期間を明記した遺骨預り証を交付しなければならない。

2 使用者は遺骨の収蔵にあたり、埋葬許可証または火葬許可証、改葬許可証、分骨証明書いずれかを提出しなければならない。

3 使用者は、遺骨預り証を紛失または汚損したときは、すみやかに管理者に申し出、再交付を受けなければならない。

4 使用者が、遺骨預り証の記載事項に変更を生じたときは、所定の書類を添えてすみ

やかに届出を行い、変更の受付を受けなければならない。

第3章 使用料金

(使用料等)

第8条 使用者は、次の各号に定める使用料および保管料、その他の料金を納めなくてはならない。

- (1) 使用料 所定の期間の遺骨の収蔵を保証するもので、別に基準として定める額を一括で納付する料金。
 - (2) 保管料 納骨堂の維持管理および事務管理、その他の費用にあてるものであり、別に基準として定める額を毎年1年分として前納する料金。
 - (3) 更新料 使用申込時に決定した使用期間を更新し、2年間の延長を行う場合に納付する料金。
 - (4) その他 使用者の要請により、各種証明書の発行等を行ったとき、これに要した費用。
- 2 前項の料金で既納のものは、納骨室の使用の終了にともなう保管料の月割額をのぞき返金しない。
- 3 料金の改定は、事業を所管する時務グループが、立正佼成会稟議規程の定めに基づいて行う。

第4章 使用の終了・承継・取消

(使用の終了)

第9条 使用期間の満了をもって納骨室の使用は終了する。その際、使用者は速やかに遺骨を受領しなければならない。

- 2 使用期間終了前に納骨室の使用の終了を希望する場合、使用者は遺骨預り証を添えて管理者に遺骨の返還と使用の終了を申し出なければならない。
- 3 管理者は使用の終了にともなう遺骨を使用者に返還する場合、遺骨と共に遺骨収蔵時に提出された埋葬許可証、火葬許可証、分骨証明書を返却しなければならない。
- 4 遺骨収蔵時に改葬許可証の提出を受けている場合は、遺骨の返還にともない墓理法に定める改葬の手続きを行わなければならない。
- 5 使用期間の満了から1年を経過しても遺骨が受領されない場合、管理者は霊園永代供養墓に遺骨を合葬することができる。

第10条 使用者が死亡した場合、法律の定めに従って、祭祀を主宰すべき遺族の申し出により納骨室の使用を終了することができる。

- 2 遺骨の返還にあたっては前条の定めによる。

(使用者の承継)

第11条 使用者の死亡等にもない、使用者を変更し納骨室の使用の継続を希望する場合は、法律の定めに従って祭祀を主宰すべき者が使用者として承継することができる。

- 2 前項において承継する者は、承継の事実を証する書面等をもって、遅滞なく管理者

に届出を行い、遺骨預り証の変更等を受けなければならない。

- 3 承継した場合の使用期間は、使用開始時に定めた期間または使用者が最終に更新した期間とする。
- 4 承継する者は、従前の使用者の未納料金があるときは、これを納めなければならない。

(使用の取消)

第12条 管理者は、使用者が、次の各号の一に該当するときは、納骨室の使用を取り消すことができる。

- (1) 保管料の未納分が3年分に達したとき。
 - (2) 使用者が、この規程に違反し使用者としての適格を失ったと認められるとき。
 - (3) 公益その他、特にやむを得ない事由により必要であると認められるとき。
- 2 使用者は、使用を取り消された場合、遺骨をすみやかに受領しなければならない。
- 3 使用者の死亡から2年を経過しても納骨室の継続使用の申し出がない場合、および使用の取消から1年を経過しても遺骨が受領されない場合、管理者は霊園永代供養墓に遺骨を合葬することができる。

第5章 その他

(損害賠償)

第13条 霊園内における施設、設備等を損失させた者は、管理者に対して損害額を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 収蔵中の遺骨等に対する損害については、霊園に管理上重大な過失があった場合を除き、一切責任を負わない。

(規程に定めのない事項)

第15条 この規程に定めのない事項については、法律の定めによるほか、その都度管理者が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。従前の佼成霊園聖霊殿納骨室使用規程を廃止する。
- 2 この規程制定以前に、使用者たる地位にある者は、従前の規程によるが、新規程の主旨に賛同するときは、従前の使用許可証に代えて新たな使用承諾証を交付するものとする。
- 3 この改正された規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 4 この改正以前に、使用者たる地位にある者もこの規程によるものとする。ただし、現在交付されている使用承諾証は有効とし、更新、再交付、承継などの手続きにともない新たに遺骨預り証を交付するものとする。
- 5 この改正された規程は、令和5年12月1日から施行する。